

令和6年7月1日
水産庁

「漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第四かつお・まぐろ漁業の項第22号の規定に基づき、農林水産大臣が定めた期間を定める告示案に係る意見・情報の募集」の結果について

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第四かつお・まぐろ漁業の項第22号の規定に基づき、農林水産大臣が定めた期間を定める告示案に係る意見・情報の募集について、令和6年4月10日から5月9日までの間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、寄せられた意見は無く、本件については、公表した概要に一部技術的修正を行い、制定することといたしました。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先
水産庁資源管理部国際課
03-3502-8204（内線 6710）